

# グループホームみどりの樹運営規程

(認知症対応型共同生活介護)

## (目的)

第1条 規程は、医療法人財団緑秀会が運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (事業の目的)

第2条 本事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄等の日常生活の世話および日常生活における心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

## (運営方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨および内容に沿ったものにする。

- 2、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3、利用者およびその家族に対し、サービスの内容および提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4、適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

## (事業所の名称および所在地)

第4条 本事業所の名称はグループホームみどりの樹とする。

所在地 : 東京都西東京市東町二丁目2番6号

## (職員の員数および勤務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数および職務内容は次のとおりとする。

- 一、 管理者 1名 (常勤職員 介護職兼務)  
管理者は、業務の管理および職員等の管理を一元的に行う。
- 二、 計画作成担当者 1名 (常勤職員 専任)  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員を持って充てる。
- 三、 介護職員 利用者3名に対して介護職員1名以上、夜間・深夜はユニット毎1名  
介護従事者は、利用者に対し必要な介護および支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一、 入浴、排泄、食事、着替え等の支援
- 二、 日常生活上の支援
- 三、 日常生活の中での機能訓練
- 四、 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望およびその措かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以後計画)を作成する。

- 2、介護計画の作成、変更に際しては、利用者および家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3、利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料金等)

第9条 本事業所が提供する指定認知症対応型生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- 一 入居一時金 11,0000 円 一時的に預かり退去時の清掃、補修費用に充当
  - 二、 食費 朝食 400 円 昼食 600 円 夕食 600 円 おやつ 150 円  
食費(ムス食) 朝食 450 円 昼食 650 円 夕食 650 円 おやつ 150 円
  - 三、 家賃 55,000 円/月
  - 四、 管理費・共益費 20,000 円/月
  - 五、 水道光熱費 19,500 円/月
  - 六、 その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用。(小口現金・お預かり金=オムツ代・理美容代・医療受診や薬代・嗜好品・生活品等)
- 2、月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
  - 3、利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替又は振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、介護認定を受けた者で、認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- 一、 感染症がなく、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - 二、 自傷他害の恐れがないこと。
  - 三、 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2、入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3、退去に際しては利用者および家族の意向を踏まえた上で、他サービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2、従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者  
の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者および家族に対する説明、  
記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

詳しくは重要事項取扱説明書に記載する。

(損害賠償)

第 13 条 事業者は利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利  
用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、  
速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、  
事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

(衛生管理)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、  
常に衛生管理に留意する。

2、従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第 15 条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一、虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従  
事者に周知徹底を図る。

二、虐待の防止の為の指針を整備する。

三、従業者に対して、虐待の防止の為の研修を定期的に開催するために研修計画を定  
める。

四、虐待の防止の為の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市へ報告するとともに、再発  
防止策を講じる。

(身体的拘束等の適正化に向けた取り組み)

第 16 条 事業所は認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又は利用者等の生  
命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用  
者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の様態等」という。）、その他必要な事項を記録する。

- 3、事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者又はその家族に、身体的拘束等の様態等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合はこの限りではない。
- 4、事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、身体的拘束等を行った後速やかに利用者又はその家族に身体的拘束等の様態等を説明しなければならない。
- 5、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。
  - 一、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三、従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

#### （業務継続計画の策定等）

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3、事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （緊急時における対応策）

- 第18条 利用者の心身の状態に異変その他の緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な処置を講じる。

#### （非常災害対策等）

- 第19条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等の適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難誘導等の指揮をとる。
- 2、非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

#### （その他運営についての重要事項）

- 第20条 従業者等の質の向上を図るため、定期的な研修の機会を設ける。
- 一、採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - 二、継続研修 定期実施
- 2、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団緑秀会と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改定 第 9 条 本規定は令和 4 年 7 月 1 日より施行する。

改定 第 15 条 第 16 条 第 17 条 第 20 条 本規定は令和 6 年 4 月 19 日より施行する。

改訂 第 9 条 二 は令和 7 年 2 月 1 日より施行する。